

はじめに	P2
第1章 まちづくりってなに？	P3
第2章 桜川市の現状と課題	P4
(1) ボランティアってなに？	
(2) 市民協働における桜川市の現状	
(3) 市民協働における桜川市の課題	
第3章 みんなが主役のまちづくり	P7
(1) 市民活動を支える場づくり	
(2) 情報の共有化	
(3) 人材の育成	
(4) 支援制度の充実	
(5) 実現への道	
第4章 未来へのメッセージ	P10
(1) みんなが幸せに暮らせるまち	
(2) そして、みんなが誇れるまちへ	
おまけ まちづくりは楽しいもの！	
資料	
・「地域の時代がやってくる」	
筑波大学大学院人間総合科学研究科 蓮見 孝 教授	
・公開ワークショップ（市民団体事例発表会）	
まちづくり真壁・きさらぎの会・大和手打ちそば大好き会	
・まちづくり指針策定経過	
・桜川市パートナーシップ研究会設置要綱	
・桜川市パートナーシップ研究会委員名簿	

はじめに

「市民協働」ということばがよく聞かれるようになりました。

なぜでしょうか？
考えてみましょう。

近年は、人口減少、少子高齢社会、価値観の多様化、厳しい財政状況などにより、行政（市役所）だけでは十分なサービスを行うことが難しくなり、市民のみなさんの協力や参加が必要になってきたといわれています。

しかし、これは前向きな考えかたとはいえません。
そこで、発想を変えてみましょう。

十分な行政サービスができないから「市民協働」ではなく、みんなで住みよいまちにするために、「みんなの手が必要」・・・このように考えてみたらどうでしょう。
まちは誰のものでもありません。みんなのものです。
みんなの手で住みよいまちができれば、これほどよいことはありません。

ところで、「市民協働」ということばも難しい感じがしませんか。
これらのことばも「みんな」と置きかえれば、とても身近に思えてきます。

では、どうしたらみんなで住みよいまちをつくれるか、それを示したものがこの指針です。
指針は「みちしるべ」です。この指針が桜川市の未来を照らす「みちしるべ」になれば幸いです。



第1章 まちづくりってなに？

まず、まちづくりについて考えてみましょう。

みなさん、まちづくりということばを聞くと、「地域の活性化」とか、あるいは「行政の仕事」などと思われる方も多いのではないのでしょうか。

このように考えると、まちづくりは市民のみなさんとはあまり関係のないものとなってしまう。

果たしてそうでしょうか。

もともと日本は、地域の人たちのつながりがしっかりしている国でした。

江戸時代の頃は、住民が自分たちでルールをつくり、地域での生活をいとなんでいたといわれています。

私たちの地域でも、以前から人々が助け合い、いろいろな作業をおこなってきました。しかし昭和30年代になり日本が大きく発展すると、都市に人が集中したり、核家族が増えたりして、地域のつながりが弱くなり始めました。

やがて住民同士でおこなっていた作業も行政がおこなうようになり、行政間で、住民サービスや公共施設の建設などを競い合うようになりました。

このようななか、平成になりバブル経済が崩壊すると、行政は財政状況が悪化し、市民のさまざまな要望にこたえることができなくなってしまったのです。

難しい話はここまでにして、このような時代に、あちらこちらから「自分の手でまちをよくしよう」と立ち上がった人たちがあらわれはじめました。

その人たちは、難しいことをしようとしたわけではありません。くりかえしますが、自分のできることでまちをよくしようと動きを起こしたのです。

この動きはやがて大きくなり、今では日本各地でさまざまなまちづくりがおこなわれるようになりました。

話をもどしますが、もともと日本は市民によるまちづくりができていたのです。

ということは、まちづくりはとても身近で誰にでもできるものだったのです。

たとえば、桜川市では「日本一きれいなまちづくり」をめざしていますが、家のまわりのゴミを拾うこともまちづくりですし、みんなで花壇の草取りをすることもまちづくりです。

もちろん行政が主体となるまちづくり、たとえば、公共施設の建設などにおいても、市民のみなさんの声を聴くことが当たり前の時代となりました。

まちづくりというと難しい感じがしますが、「自分たちのできることで住みよいまちをつくる」と考えれば、やさしく思えるのではないのでしょうか。

第2章 桜川市の現状と課題

次に、ボランティア活動について考えてみましょう。

(1) ボランティアってなに？

ボランティアを辞書で引くと、「自発的な社会参加活動」と表現されています。前章でふれましたが、もともと市民のみなさんは地域（行政区）で、美化や防犯などさまざまな活動に取り組んでいました。これはもちろん現在でもおこなわれています。このような地域での市民活動を地域型ボランティアとよぶことにします。これに対し、ある目的のために活動に取り組む人がいます。これは、福祉活動や子どもの見守り、まちの活性化など、さまざまな例があげられます。このような市民活動を目的型ボランティア（※NPO、市民団体等）とよぶことにします。

ボランティアは、特別な技術や知識がなければできないというものではありません。「地域に協力したい」「困っている人にできる範囲で何かしたい」「自然を大切にしたい」「学んだことを社会に活かしたい」といった思いを持つことが第一歩となります。みんなが主役のまちづくりは、このようなボランティア精神を基本としています。

まちづくりは「住みよいまちをつくること」であり、ボランティアは「住みよいまちをつくるための方法」です。みんなの手で住みよいまちをつくるボランティア活動は、下記のようなさまざまな分野におよんでいます。

ボランティア活動の例

分 野	活 動	例
保健・福祉	高齢者・障害者の介護、高齢者給食サービス、子育て支援、健康管理	他
社会教育	伝統文化の保存・継承、文化・スポーツ教室、文化祭、スポーツ大会	他
環境保全	美化運動、ゴミの減量化、草刈り、花壇づくり、道路・河川清掃	他
防災・防犯	交通安全運動、防災・防犯運動、見守り、スクールガード	他
公共施設管理	公民館・体育館・図書館等のサポート、会館の清掃、公園の清掃	他
産業振興	特産品の宣伝、商品開発、農業の振興、商工業の振興、観光の振興	他
地域活性化	資源の再発見・活用、イベント・祭りの開催、まちおこし	他
交流	国際交流、三世代交流、市民との交流、来訪者との交流	他
市政への参画	計画づくりへの参画、各種事業への参画、イベントへの参画	他

※ NPO・・・Non Profit Organization の略で「非営利組織」を意味する。利益追求のためではなく、社会的貢献を目的に活動する組織や団体のこと。

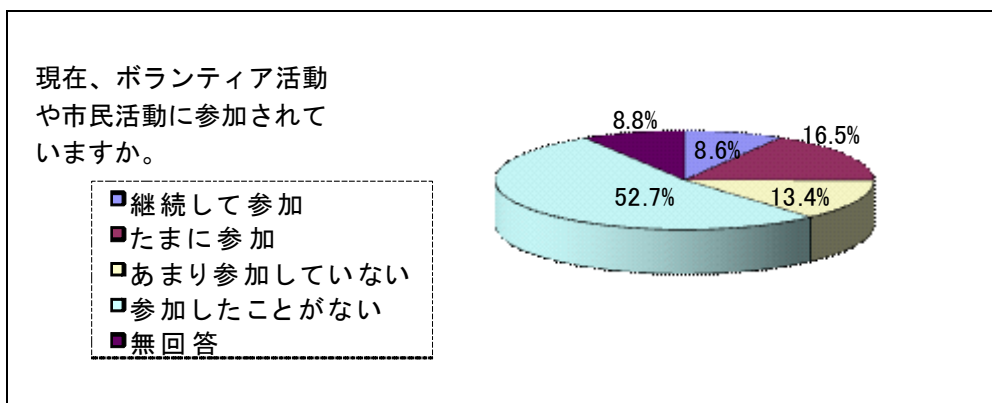
(2) 市民協働における桜川市の現状

さて、桜川市の現状をみてみましょう。

桜川市では、平成19年3月に第1次総合計画をつくり、その中で、「*地域コミュニティの振興や多様な市民活動を推進すること」を重要なプロジェクトとして位置づけています。

総合計画をまとめるときにおこなったアンケートによると、「現在、ボランティア活動や市民活動に参加されていますか」という質問に、約半数以上の人が「参加したことがない」と答えています。

そして、桜川市においては「ボランティア活動の広がりはまだ不十分」と分析されています。



出典：桜川市第1次総合計画

また、平成21年7月現在、桜川市には目的を持って活動している市民団体（目的型ボランティア）は42団体あり、約2,000人が活動しています。もちろん、会等には入らず個人的に活動している人もいると思われませんが、このような活動をしている市民は市人口（48,000人）の約4.2%となり、これはかなり少ないといわざるをえません。桜川市では、「継続して参加」と「たまに参加」を合わせると、ボランティア参加率は25.1%となりますが、8割以上が地域型ボランティアと推測することができます。

一方、行政においては、各種委員会等への委員公募やパブリックコメント（意見公募）がおこなわれるようになりました。徐々にではありますが、市民協働という意識が芽生え始めています。しかし、個々の職員に市民協働という意識が定着するには、まだまだ時間がかかるものと思われます。

※ 地域コミュニティ…地域住民が協力しながら生活している組織。町内会や自治会など。

(3) 市民協働における桜川市の課題

次に課題について整理してみましょう。

これについては、桜川市パートナーシップ研究会で *ワークショップを開き研究してきました。

その結果、大きく3つの課題にまとめることができました。

① きっかけがない

現状分析からもわかるように、桜川市において何らかのボランティアに参加している人の割合は、「たまに参加」を含めても25.1%となっています。

この数字をもとに「ボランティアの広がり是不十分」ととらえていますが、ではなぜボランティア活動は広がらないのでしょうか。

毎年、行政改革推進室のおこなっている市民アンケートでは、約70%が「桜川市のまちづくりに関心がある」と答えています。

もちろんこれは市政への関心も含まれていますので、すべてをボランティアによるまちづくりに結びつけることはできませんが、ただ、まちづくりに関心のある人がたくさんいることは事実です。

つまりは、まちづくりに関心がないのではなく、「よききっかけがない」ため、ボランティア活動が広がらないのです。

② 市民団体の活動が知られていない

42の市民団体（目的型ボランティア）があるにもかかわらず、その存在が知られていません。また、社会福祉協議会に登録した市民団体を除き、団体同士が交流する場もなく、活動の輪が広まらない状況にあります。

③ サポート体制が不十分

平成20年度より企画課内に市民協働推進室が設置されましたが、まだまだ不十分です。また、行政特有の縦割りにより、ボランティア活動について相談できる場もはっきりしない状況にあります。

※ ワークショップ…参加者が主体となって意見を出し合い、課題を解決したり、計画を立てたりする共同作業。

第3章 みんなが主役のまちづくり

それでは、みんなで住みよいまちをつくるためには、どうすればよいのでしょうか。

(1) 市民活動を支える場づくり

■ 市民活動サポートセンターの設置

まず、ボランティアに関心のある人や、まちづくりに取り組んでいる人が、相談する場所がはっきりしないという点があげられます。

関心にある人たちが訪れることのできる場所、つまりは、ボランティアのきっかけの場、また、活動している人たちをサポートする場が求められています。

ただし、相談窓口を設置すればよいというものではありません。「サポートセンターへ行ってみよう」と、市民の皆さんが気軽に立ち寄れる雰囲気をつくりだし、多くの人たちがふれあえる場とならなければなりません。

(2) 情報の共有化

■ ※地域 SNS コミュニティサイトの充実

■ 市広報紙による情報の提供

■ 市民活動の情報コーナーの設置

■ 市民団体交流会の開催

課題の②で「市民団体の活動が知られていない」があげられていましたが、市民団体等が情報を発信・提供し、市民がその情報を得ることのできるサービスが求められています。

現在は市ホームページ内に、市民団体が登録することで情報を発信・提供することのできる桜川市地域 SNS コミュニティサイトが設けられていますが、その利用はまだまだ低い状況にあります。今後は手軽に情報を共有できるサービスとして強化していく必要があります。

また、現在のところは、市民にとって身近である広報紙に、市民活動の情報を定期的に掲載することがもっとも効果的と考えられます。

さらに、各庁舎や市民協働推進室の置かれている大和ふれあいセンターシトラスに、市民活動の情報コーナー等を設置すること、併せて、市民団体が情報交換や意見を交わすことのできる交流会や発表の場も求められています。

※ 地域 SNS コミュニティ…SNSは、Social Networking Service の略。登録することにより、インターネット上で交流や地域情報を共有できるコミュニティサイト。

(3) 人材の育成

- まちづくり講演会やセミナーの開催
- まちづくり教室の開催
- まちづくり人材の活用
- 市職員の意識啓発
- 市民と協働による事業の推進

よきまちづくりを実現するためには、人材の育成がもっとも重要な課題です。まちづくりはひとづくりといわれていますが、人が育てばまちづくりは難しくありません。

そのためには、まちづくりの講演会やセミナーの継続的な実施や、少人数を対象にしたまちづくり教室の開催などが求められています。

また、「人が人をつくりまちをつくる」という考え方があります。これは、まちづくりに取り組んでいる人が、人を誘うことにより仲間が増え、まちがよくなっていくというプロセスです。もちろん時間はかかりますが、このようなリーダー的な人を支えることにより、まちづくりの輪が広まっていくものと考えられます。

さらに、生き生きと活動する市民団体同士が協働し、そこに行政が参加していくという方法も、協働によるまちづくりを効果的に広めていくと考えられます。

ところで、市職員の意識啓発も大切です。市民協働という言葉を理解しているだけでは不十分です。職員にも講演会やセミナーの参加を呼びかけるとともに、職員自らが勉強会等を実施し、自己研鑽に取り組むことが大切です。

意識啓発に特効薬はありません。とにかく日々の仕事の中で、市民目線でものごとをとらえるよう、また、市民の日や区長懇談会等を通して寄せられた市民の要望についても、その情報を共有し、つねに市民の立場に立った姿勢が望まれます。

近年は、計画づくりや事業を実施する際も、市民の意見を聴き、市民と協働する動きが見られるようになりました。今後も職員ひとりひとりが協働の意識を高め、市民と協働によるまちづくりを実現していくことが大切です。

(4) 支援制度の充実

- (仮称)まちづくり基本条例
- まちづくりを支える助成制度
- 市民協働表彰制度

最後はまちづくりを支援する制度です。

まず、ひとつには(仮称)まちづくり基本条例の制定があげられます。

これは、第1次総合計画の重点事業のひとつにもなっています。
市民協働のまちづくりを進め、その仕組みを整えることは大切です。条例は市の法律です。条例を制定することにより、市の考え方や役割等をあきらかにし、市民協働のまちづくりを効果的に広めることが期待できます。ただし、制定するのが目的ではなく、生きた条例として、市民のみなさんに広く理解されなければなりません。

次に、まちづくりの活動を支援するための助成制度も必要になります。
地域型ボランティアにしる、目的型ボランティアにしる、何かものごとを進めるにはお金もかかります。その場合、その資金を支援できる制度も求められています。
これまでも市の事業と連携した市民団体への助成金はありませんでしたが、従来のような会の運営費等を含んだものではなく、これからは何か事業を行う際に、その事業に対し資金の一部を助成する制度が必要と考えます。生きた条例と同じく生きた助成金として、まちづくりを志す人たちに活用されることが期待されます。
また、活動に取り組んでいる団体や個人を表彰することにより、それはさらなる活動の励みとなり、協働のまちづくりが大きく展開することも期待できます。

(5) 実現への道

以上、「みんなが主役のまちづくり」を実現するため、4項目に分け、13のプログラムを提案しましたが、この中にはすでに実施されているものもあります。
また、平成21年3月に開催した「市民が主役のまちづくり講演会」の際に実施した市民アンケートにおいても、今後のまちづくりに必要なものとして、①まちづくりセミナーや講演会の開催②まちづくり情報の提供③市民団体の交流会が上位を占めており、このあたりを確実に進めていかなければなりません。
今後、市民協働はますます進むと考えられますが、指針は時代の変化にあわせ、つねに見直しを行う必要があります。
さらには、桜川市を訪れる人たちも仲間ととらえ、意見等を聴きながら「訪れてもよいまち」にしていくことも大切です。

今後、「市民が主役のまちづくり」を進めるにあたって必要なものは…	
(参加者：80名、回答者61名)	
■まちづくり情報の発信	17人
■講演会	12人
■セミナー等学習の機会	12人
■まちづくり団体の交流会	10人
■助成等行政の支援	5人
■その他	5人
(その他…地道な活動、議論の場、市民同士の話し合い)	

H21.3.7 市民が主役のまちづくり講演会アンケートより

第4章 未来へのメッセージ

実は、まだ大切なことを書いていません。
なぜ、「みんなが主役のまちづくり」は大切なのでしょうか。

(1) みんなが幸せに暮らせるまち

桜川市は世界にひとつしかないまちです。かけがえのないみんなのまちです。
こう考えたらどうでしょう—「桜川市は私たちの住まい（家）だ」と。
まちづくりは住みよいまちをつくること、そして、それを次の世代につないでいくことです。そのためには、みんなの意識が変わることが大切なのです。

まちづくりを始めると、うれしいことが起こります。
ひとつよいことをすると、心の中にひとつ花が咲きます。
そしていつの日か、みなさんの心の中にたくさんの花が咲けば、桜川市は花畑となり、日本一きれいなまちになります。

桜川市に住むみなさんひとりひとりの意識が変われば、みんなが幸せに暮らせるまちになり、未来は明るくなります。
自分のため、人のため、そして未来のために、「みんなが主役のまちづくり」は大切なのです。

(2) そして、みんなが誇れるまちへ

10年後を考えてみましょう。
季節ごとに移ろい変わる山々、歴史を感じるお寺や神社、まほろばの田園風景、桜川のサクラ、真壁の町並みなど、そのようなものを見るたびに、私たちはよい場所に住んでいると実感します。
次は住んでいる人に目を向けてみましょう。みなさん日々の生活の中で、一生懸命働きながら、地域でのボランティアに参加したり、また、友人たちとボランティアに取り組んだり、生きがいを持ってさまざまな活動をおこなっています。
子どもたちやお年寄りたちも、地域で守られながら安心して暮らしています。
訪れる人も多くなり、交流によるまちづくりがしっかりと根づいています。

住んでよいまちは訪れてもよいまちです。
「すんでよかった、きてよかった」てづくりのまち・・・
「桜川市は住みよいまちです」と、みんなが胸を張って誇れるまちをつくっていきましょう。

そして最後に・・・

まちづくりに成功している地域には、必ず熱心に活動している人たちがいます。

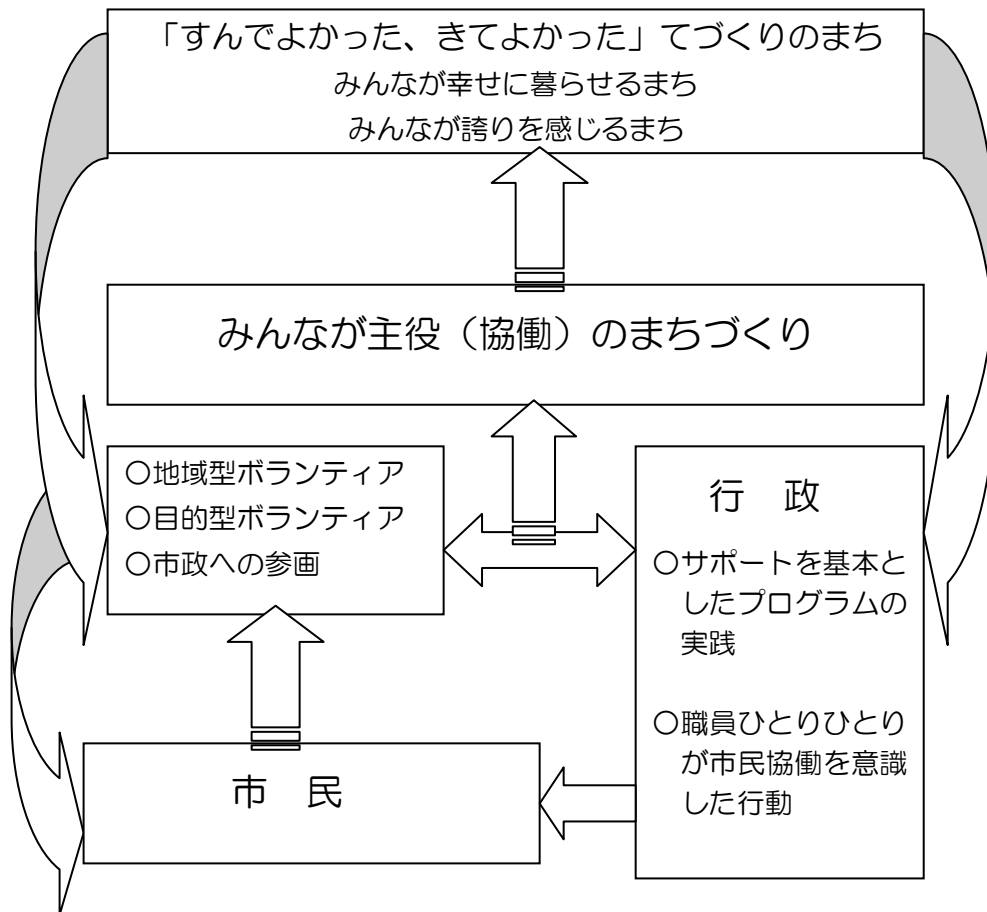
そのような人たちが原動力となって、まちがつくられていくのです。

その原動力を「市民力」といいます。

「みんなが主役のまちづくり」においては、たくさんの人がこの「市民力」を発揮することが大切です。

21世紀は地域の時代です。地域の時代は「市民力」とともにやってきます。

みんなが主役のまちづくりイメージ図



市民を行政がサポートすることで、みんなが主役のまちづくりが始まり、それは「すんでよかった、きてよかった」てづくりのまちの実現に結びつきます。

そして、その成果や反省点は、新たな市民の意識づくり、さらなる市民活動の広がり、より効果的な行政のサポートを創出します。

おまけ まちづくりは楽しいもの！

パートナーシップ研究会では「恥ずかしがらない」ということばが登場しました。

例えば、目の前にゴミが落ちていたら、どうしますか。

またいでいきますか。

それとも拾っていきますか。

もし拾ったら、それがまちづくりなのです。

ゴミをまたぐのではなく、みんなでゴミを拾う人間になりませんか。

恥ずかしがらないで、一步踏み出してみましよう。

一步踏み出したら、また一步踏み出してみましよう。

「継続は力なり」です。

小さなことの積み重ねが大切です。

そして最後にもうひとつ。

まちづくりは本当に楽しいものです。

まずは、自分の手でできることから始めてみませんか。

「誰かにやってもらおう」ではもったいないですね。



資 料

- ・「地域の時代がやってくる」 筑波大学大学院 蓮見 孝 教授
- ・「市民団体事例発表会」
ーまちづくり真壁、きさらぎの会、大和手打ちそば大好き会ー
- ・みんなが主役のまちづくり指針策定経過
- ・桜川市パートナーシップ研究会設置要綱
- ・桜川市パートナーシップ研究会委員名簿



「地域の時代がやってくる」 蓮見 孝 教授

桜川市パートナーシップ研究会では、本指針を作成するにあたり、ご指導をいただきました蓮見先生を招き、まちづくりについての意見交換会や講演会を開催しました。その内容を紹介します。

■地域は先進地

これまでの都市型の「成長・発展」には限界があり、これから力をつけていくのは地域であるといえます。都市に比べ、私たちの住む地域は、少子高齢化、過疎化、産業の空洞化等という切実な問題に直面しています。これらの問題はいずれ都市でも持ちあがります。そのような観点からみると、私たちの地域は先進地であり、地域できちんと生活が営まれるようなくみを構築できれば、日本の未来は変わります。

経済とか消費だけを尺度とした時代から、人の生活の質とか価値観というものを第一義ととらえる時代へと変わっていく。その流れが地域から始まると考えればいいのです。

■日本酒と3つのQ

それではこれからのまちづくりを「日本酒と3つのQ」を使って説明しましょう。

1つ目のQは「QUANTITY（量）」です。戦後は物が不足し、酒飲みの方はたっぷり飲みたいと考えていました。つまり量が大切とされる時代だったのです。

2つ目のQは「QUALITY（質）」です。酒がたっぷり飲めるようになると、今度は高級な酒が飲みたいと思うようになりました。これが質を求める時代です。

3つ目のQは「QUEST（意味の探求）」です。高級な酒の次は「意味」のある酒、つまりは、物語のある酒が飲みたいくなります。それが地方の酒（地酒）でした。時代は「モノ」より「コト」を求めるようになったのです。これは都市がつくり出してきた「ブランド」という価値の終焉を物語っています。

このような流れはまさに、「まちづくり」にも当てはまります。量、質から意味の探求への変化に合わせて、ブランド品ぞろいの豊かな都市から、歴史や固有の文化性が豊かな地方へと、注目の視点に移り始めているのです。

■地域の時代

現代社会は価値観が多様化した時代です。「ものづくり」から「ことづくり」へ、成果主義からプロセス主義へ、そして一元的価値観から個人的価値観へと変わってきました。「コト」つくる過程（プロセス）を楽しむこと、それが生きがいとなり、生活の質を向上させていきます。私たちの住む地域は、そのような変化のさきがけの地として、日本全体の再生をも担っていくことでしょう。

新たな地域の時代、これから必要なことは、自分らしく生き尽くす知恵を出し合うことだと思います。私たちの住む地域の生業（得意技）を活かし、生きがいのあるまちを、市民が自ら考え創ることが大切です。都市では味わえないものがこの桜川市、そして日本の各地に沢山隠れているはずなのです。

公開ワークショップ「市民団体事例発表会」

4 回目のワークショップ（平成 21 年 5 月 19 日）では、市内で活動する 3 団体を招き、一般の方も参加できる公開方式で開催しました。各団体とも取り組み内容を説明しながら、ボランティア活動の喜びや市民のみなさんへのメッセージを語りました。

きさらぎの会

【結成】平成 16 年 2 月

【会員】15 名

【活動内容】岩瀬地区各小学校の防犯パトロール（月 1 回）、交通安全運動

【メッセージ】地域の子どもたちを事故や事件から守りたいと活動を開始。最近では元気にあいさつしてくれる子どもたちが増え、その笑顔がなによりの喜びになっています。ボランティア活動は誰にでもできます。ひとりでも多くの方が地域に関心を持ち、できることから始めてみましょう。

大和手打ちそば大好き会

【結成】平成 9 年 11 月

【会員】30 名

【活動内容】福祉施設等での手打ちそばサービス、各イベントでの実演販売

【メッセージ】福祉施設では、お年寄りたちの笑顔を見ること、各イベントでは手打ちそばの美味しさを多くの人に PR できることが喜びです。そばを通していろいろな人と交流でき、人の輪が広がっていきます。地域への恩返しのつもりでボランティア活動に取り組んでいます。

まちづくり真壁

【結成】平成 15 年 5 月

【会員】40 名

【活動内容】旧真壁郵便局の管理運営、交流イベント、まちづくり研修会の実施

【メッセージ】旧真壁郵便局の管理を基本に、仲間づくりや来訪者との出会いを大切に、さまざまなイベントやまちづくり研究会などを行ってきました。現在は、人と人をつなぐ語りを大切にしています。自分の手でできること、身の丈にあったまちづくりが大切です。次の世代に誇れるまちづくりをめざしています。

3 団体に共通していることは、それぞれの活動を楽しく取り組んでいることです。難しいことをしているわけではありません。自分たちの手でできることから活動を進めています。このような会の皆さんが仲間を増やしていくこと、また、その活動を行政がサポートすることで、「みんなが主役のまちづくり」は高まっていきます。

桜川市パートナーシップ研究会設置要綱

平成20年10月1日
告示第69号

(設置)

第1条 市民が主役のまちづくりの確立に向け、目指すべき方向性や方針について、調査、研究を行うために桜川市パートナーシップ研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 研究会は、次に掲げる事項について研究し、その結果を取りまとめ、市長に報告するものとする。

- (1) 市民が主役のまちづくり基本方針に関すること。
- (2) 市民活動に対する具体的な支援策に関すること。
- (3) その他市民活動推進に係ること。

(組織)

第3条 研究会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 市民活動団体関係者
- (3) 市職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の任務が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 研究会に、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、会員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総理し、研究会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(運営)

第6条 研究会の会議は、会長が招集する。

- 2 研究会の会議は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 3 研究会の会議は、原則として公開とする。

(庶務)

第7条 研究会の庶務は、市長公室企画課において行う。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、研究会の運営に関して必要な事項は、会長が研究会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

みんなが主役のまちづくり指針策定経過

平成 20 年 11 月 25 日	第 1 回桜川市パートナーシップ研究会 発足・委員委嘱・まちづくり勉強会 講師 蓮見 孝 教授
平成 20 年 12 月 22 日	第 2 回桜川市パートナーシップ研究会 まちづくり意見交換会 講師 蓮見 孝 教授
平成 21 年 1 月 23 日	第 3 回桜川市パートナーシップ研究会 ワークショップⅠ 桜川市の課題について
平成 21 年 2 月 19 日	第 4 回桜川市パートナーシップ研究会 ワークショップⅡ 桜川市の課題と方向性について
平成 21 年 3 月 7 日	市民が主役のまちづくり講演会 「地域の時代がやってくる」 講師 蓮見 孝 教授
平成 21 年 4 月 30 日	第 5 回桜川市パートナーシップ研究会 ワークショップⅢ 桜川市の方向性について
平成 21 年 5 月 19 日	第 6 回桜川市パートナーシップ研究会 ワークショップⅣ（公開講座）市民団体事例発表
平成 21 年 6 月 18 日	第 7 回桜川市パートナーシップ研究会 ワークショップⅤ 桜川市の未来像について
平成 21 年 7 月 30 日	第 8 回桜川市パートナーシップ研究会 指針案の検討
平成 21 年 8 月 26 日	第 9 回桜川市パートナーシップ研究会 指針案のまとめ 講師 蓮見 孝 教授
平成 21 年 月 日	パブリックコメント
平成 21 年 月 日	
平成 21 年 月 日	指針の報告
平成 21 年 月 日	指針の策定

桜川市パートナーシップ研究会委員名簿

役 職	氏 名	所 属
会 長	横倉 元信	桜川区長
副会長	寂室 純敬	青木まほろば会
委 員	出口 勝	富士見台区長
〃	佐藤 美代子	農業委員、都市計画審議会委員
〃	鈴木 進司	まほろばアウトドアヴィレッジ
〃	細谷 真由美	笠間市まちづくり教室
〃	谷口 典枝	West らいず
〃	小松崎裕臣	市職員
〃	塚本 真吉	市職員
〃	佐藤 勤	市職員
〃	山川 拓也	市職員
〃	増渕 和美	市職員
〃	鈴木 謙一	市職員
〃	増渕 菜穂子	市職員
〃	斎藤 守	市職員
〃	大谷 浩美	市職員
〃	岩渕 治仁	市職員

アドバイザー 筑波大学大学院人間総合科学研究科 蓮見 孝 教授

